

平成27年4月1日

入所申込者 各位

特別養護老人ホーム
サンレジデンス湘南
施設長 野北 緑郎

神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針に基づいた入所申込のご案内

拝啓 時下、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度はお問い合わせいただきました、特別養護老人ホーム サンレジデンス湘南の入所申込手続き等についてご案内させていただきます。

まず、特別養護老人ホームへの入所決定についてですが、平成27年4月1日付で厚労省令が改正され、原則として要介護3以上の施設サービスを受ける必要性の高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるように努めなければならないことと改正されました点をお知らせいたします。

ただし、特例として要介護1、2の方の入所希望については定められた要件（その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があること）であればお申込み頂けます。

つきましては、この省令改正の趣旨に則した優先的な入所についての手続きや判断基準を具体化・明確化するために、神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針（以下「入退所指針」という。）が新たに制定され、今後はそれに基づいて入所に係る優先順位を決定していくこととなります。その決定するための基準は、「神奈川県の特別養護老人ホーム入所順位の評価基準」を基本に点数化され、入所の必要性のプライオリティが決められていく形となりますので、ご了承下さい。

申込書の受付及び入所順位決定等のためには「施設サービスを受ける必要性の高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるための情報」が必要となりますので、県の入退所指針にそった、「標準入所申込書」を用意させて頂きました。お申し込みにあたりましては、同封の入所申込書に所定事項をご記入のうえ、当施設にお持ち頂くようお願いいたします。

なお、お申し込みにあたりましては、ご家族をはじめ関係する方々の十分な合意を得たうえでお申込みされますことを申し添えます。

入所申込書の受付についてですが、入所を希望されたご本人の医療的ケアの必要性の状況あるいは入院治療の必要がある場合など、当施設として自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、入所の申込についてお受けすることができないケースもあります。この場合あらかじめ当施設よりご連絡を申し上げます。また連絡がない場合については受付が受理されたものとご判断下さい。なお入所判定等の事務には時間がかかることが予想されますので、お申し込み結果の照会につきましては、お申し込みの1ヶ月後にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先

特別養護老人ホーム サンレジデンス湘南

電話 (0463) 54-7007 [代表]

別紙

神奈川県の特例養護老人ホーム入所順位の評価基準

神奈川県は、平成14年9月20日、原則として申し込み順にしていた県内の特別養護老人ホームの入所を、入所の必要性の高い順に改める入退所指針を公表しました。ご存知の方もおられるかと思いますが、基本的な優先入所基準は、概ね次のとおりです。

(1) 各施設は、県が示した介護サービスの利用状況や身体の状態、痴呆の症状、医療的処置などの共通項目を盛り込んだ「標準入所申込書」をもとに各施設で実情に即した形で「入所申込書」を作成し、ご提出を頂きました「入所申込書」に基づいて、各施設の入退所検討委員会で優先入所順位の検討等を行います。

また、ご提出を頂いた後、要介護度の変更その他の状況に変化があった場合には、評価基準が変わりますのでその際には、その旨をご連絡下されませうようお願い申し上げます。

(2) 評価基準

評価の方法は、下記の表のとおり「要介護度」「介護者の状況」「特記事項」の3項目の合計が最高100点となるよう点数化し「要介護度（最高40点）」と「介護者の状況（同じく最高40点）」として、半々の比重で評価し、さらに「特記事項」は合計で20点を上限とする形で評価し、それに個別の事情を勘案して、最終的な入所順位を決めるものです。

入所順位の評価基準

① 要介護度

要介護度	5	40点
	4	35点
	3	30点
	2	20点
	1	10点

② 介護者の状況（できるかぎり客観的な状況を捉えて点数化されるものです。）

身寄りがないなど介護する者がいない	40点
介護する者はいるが、地理的に離れている若しくは病院等に長期入院中などの状況により、事実上介護が不能	35点
介護する者はいるが、要介護状態、病氣療養中、障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難	30点
介護する者はいるが、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	25点
介護する者はいるが、複数の介護や育児を行っているなど、十分な介護が困難	20点
介護する者はいるが、就業しているため、十分な介護が困難	20点

③ 特記事項

基本的には「①要介護度」及び「②介護者の状況」により評価するなかで、それらを補足する視点から特記事項を設け、次の勘案項目が例示されています。

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、各施設の委員会の判断により、その状況に応じて点数を加算することができる。 (例) ① 自傷行為、不潔行為、常時の徘徊など、在宅生活が困難と認められる認知症状による問題行動がある場合 ② 入所待機期間が長期となっている場合 ③ 施設が所在する市町村に入所希望者が居住している場合	合計で 20点を 限度とする
--	----------------------

④ 2次的な勘案項目

入所順位は、「① 要介護度」「② 介護者の状況」「③ 特記事項」の合計点数の高い順に決定されますが、合計点数が同点となるケースが生じる可能性があることから、2次的な勘案項目として、「地域性（家族等が施設の近隣に居住しているかどうか）」と「年齢（高齢の状況など）」との比較により勘案されることとなります。

以上